

## 令和6年度校則について

令和6年度に一部校則の見直しを行います。生徒は、下記の校則を遵守し、安全・安心な学校づくりに努めてください。

保護者の皆様におかれましても本校の教育方針を御理解のうえ、御協力をお願いいたします。

今後も校則の見直し検討を行ってまいります。検討の結果ホームページ等にてお知らせいたします。

### ■生徒心得

#### 1 礼儀

- (1) 他者に対して礼儀をもって接し、気持ちの良い挨拶を励行すること。
- (2) 生徒の間でも進んで挨拶をすること。
- (3) 相手を尊重した言葉遣いを心がけること。

#### 2 服装について

学生らしく清潔にして質素端正なること。

- (1) 制服は男女共に本校指定のものを着用し、この制服以外の着用は一切禁止する。制服の下に着用する服は、華美でなく制服の上着からはみださないこと。
- (2) 男子が夏の制服の下に着用する下着の色は、白地の無地を着用すること。また、下着として着用するものは、ワンポイントが入ったものまでは認める。
- (3) ズボンは腰の位置まで下ろしてはくことを禁止する。ボタンはすべて留めて着用すること。
- (4) 女子のスカート丈は、指定の丈とする。また、冬服着用時にはシャツのボタンをすべて留めてリボンを着用すること。
- (5) 防寒具は本校指定のコートとする（女子のみ）。防寒用として黒色無地タイツの着用を認める。
- (6) 手袋は特に指定しないが、華美にならないものとする。
- (7) マフラー、ネックウォーマー、ひざかけ黒・紺・茶・グレー系の単色、ワンポイントが入ったものまでは認める。ひざかけの使用は、教室内においてのみ許可する。
- (8) 着用及び使用を許可しないものは以下のとおりとする。
  - ・帽子、耳あて、レッグウォーマー、タートルネック及びフード付き衣服
  - ・その他高校生としてふさわしくないもの
- (9) 通学靴は、白・黒・紺・茶・グレー系の靴および革の短靴とし、華美でないものとする。高価なものは履いてこない。
- (10) 学校内における上履きは、学校指定のものを使用すること。
- (11) ソックスは、白・黒・紺の単色とし、ワンポイントは可とする。
- (12) ベルトは黒・紺・茶の単色とする。
- (13) 通学カバンは学校指定のものとする。
- (14) ピアスやイヤリング、ネックレス、指輪、腕輪、足輪等の装飾品の着用は禁止する。また化粧等（ファンデーション、口紅、色つきリップ、マニキュア、カラーコンタクトその他の装飾等）も禁止する。ただし、日焼け止めやリップクリームは無色のものに限り使用を認める。
- (15) 負傷や病気などのやむを得ない理由によって、規定以外のものを着用する場合は、異装許可願を提出し、学校の許可を受けて着用すること。
- (16) 校内及び登下校中に、規定に違反したものを着用している場合は、一時預かり指導を行う。
- (17) 制服の加工やカバンを改造した場合は、買い換えをさせる。
- ~~(18) 制服については、移行期間を設定していないので、気温等に配慮しながら着こなしを行う。~~

#### 3 頭髪について

頭髪は常に清潔をこころがけ、他人に不快感を与えないようにすること。

- (1) 男子の頭髪
  - ・前髪は、眉毛にかからないようにする。
  - ・横髪は、耳にかからないようにする。
  - ・後髪は、襟にかぶらないようにする。

- ・もみあげは、耳たぶから出ないようにする。

#### (2) 女子の頭髪

- ・前髪は、眉毛にかからないようにする。(出る場合は、ピンでとめる)。
- ・横髪、後髪が上着の襟にかかる場合は結ぶ。ゴムの色は黒、紺、茶のいずれかとする。
- ・おだんご型、編み込み、ポニーテールは禁止する。

#### (3) その他

- ・パーマ、染色や脱色は禁止する。染色や脱色が確認された場合、直ちに色が無くなるまで短く整髪するか黒染めを行なうこと。ドライヤー等で変色した場合も同様とする。
- ・整髪料(ポマード、ワックス、ムース、ジェル、スプレー等)の使用は禁止する。使用が確認された場合、直ちに洗髪指導とする。
- ・特殊な髪型(ブロックカット・ライン等)は禁止する。前後左右の長さがアンバランスな髪型はアンバランスが無くなるまで整髪指導を行う。
- ・眉の加工や額の剃り込み、髭を生やすことは禁止する。
- ・上記違反(特にピアスの穴、眉の加工、染色・脱色)がある場合は、毎月の継続観察指導等を行う。違反の判断は学校側の規定に基づくものとする。

### 4 所持品

- (1) 多額の現金や貴重品を学校に持ち込まないこと。特に理由があつてやむを得ず持ち込む場合は、朝礼時に学級担任に預けること。
- (2) 実習や体育など教室を空ける場合は、貴重品は自己管理し、管理できない場合は担当教師に預けること。
- (3) 金銭、物品等の貸借を禁上する。
- (4) 教科書やノートなど、所持品には可能な限り氏名を記入すること。
- (5) 学校に不必要な物(漫画本、雑誌、菓子類、化粧品、ハンディ型扇風機、遊具類等)は持ち込まないこと。持ち込んだ場合は、預かり指導等の対象とする。
- (6) 常に生徒証明証、生徒手帳を携帯すること。

### 5 交通安全について

- (1) 原動機付自転車、自動二輪車の免許取得は、いかなる場合も認めない。
- (2) 普通自動車免許取得も認めない。但し、卒業後の社会生活の利便性を考慮し、自動車学校への入校手続きを11月1日以降、入校は2学期期末考査終了日翌日を基準として生徒指導課が定め、これを許可する。いかなる理由であってもこれ以前もしくは以降に自動車学校に許可なく通学した者は特別指導の対象とする。免許取得は卒業式後とする。
- (3) オートバイの同乗は特に危険性が高いので、いかなる場合も禁止する。
- (4) 通学時に自転車を利用する者は、自転車の交通ルールを遵守すること。ルール違反や自転車通学禁止区域を通行した場合は指導の対象とする。また、必ず任意保険に加入し、学校に届け出て許可を得ること。許可後、ステッカーは必ず認証できる位置に貼ること。
- (5) 自転車の使用は、駐輪場施設のある最寄りの駅及び学校までとする。
- (6) 自転車通学については道路交通法を遵守すること。構内では下車して押して歩き、下り坂などでは、スピードを出しすぎないこと。

### 6 登下校について

- (1) 登校日は所定の時間を厳守し、他者に迷惑を及ぼさないように注意すること。通学途上では、公衆道徳や、マナーを守り、本校生徒として自覚ある行動をとること。
- (2) オートバイ、自動車、タクシー(での送迎を含む)通学は禁止する。休日、放課後といえども同様とする。但し、ケガ等でやむを得ず保護者による送迎またはタクシーで通学する場合には事前に届け出ること。その際、正門付近は危険なので校内の体育館前で乗降すること。
- (3) 決められた通学路を通して登下校すること。通学禁止区域を通行した場合は指導の対象とする。
- (4) 登下校中に事故が生じた場合には、すみやかに学校へ連絡すること。特に交通事故の場合は警察に

も届け出ること。

(5) 登校後は、担任または副担任の許可なく校外に出ることを禁止する。

#### 7 遅刻について

- (1) 正門・北門を8時35分以降に通過したもの、また、教室に8時40分以降教室に入室したもの(朝練習等の遅れも含む)は遅刻として取り扱う。
- (2) 遅刻した生徒は、学期毎終業式に指導を行う。
- (3) 通院での遅刻は認めない。(放課後に通院する)但し、緊急な場合等でやむを得ず午前中等に通院しなければならない場合は、必ず保護者から学級担任へ連絡を入れてもらうこと。
- (4) 公共交通機関で通学する生徒において、JR利用で遅延証明がある場合は遅刻と取り扱わない。バス利用は、遅延証明がある場合でも基本的に遅刻として取り扱う。

#### 8 部活動の時間帯について

- (1) 夏期 4月～10月 原則、20時までとし、その後30分以内に下校すること。  
冬期 11月～ 3月 原則、19時までとし、その後30分以内に下校すること。  
練習時間の延長は、顧問の管理下で行われることとする。
- (2) 定期考査前1週間及び定期考査中は部活動を停止する。但し、大会前等やむを得ない理由で部活動顧問が申請を行ない、許可が出た場合は特別に2時間程度の活動を認める。
- (3) 学校敷地内における送迎は原則禁止とする。
- (4) 休日に部活動を行うため登校する場合、登下校は制服を着用し、通学カバンを利用すること。ただし、大会や遠征時に限っては、部活動で統一した服装を着用するなど、顧問の指示に従うこと。

#### 9 校外活動について

- (1) 外出に際しては、身分証明書を常時携帯し、不健全な場所へ出入りしないこと。
- (2) アルバイトは原則禁止とする。保護者よりアルバイト許可願が申請された場合、学校側で慎重に審議し、必要と判断された場合は許可をする。但し、危険を伴う作業、深夜(22時以降)の作業、主に酒類を提供する職種、風俗営業等の職種はアルバイトの許可をしない。また、成績不振・授業態度の悪化した生徒はアルバイト許可を取り消す。

#### 10 携帯電話(スマートフォン等)について

- (1) 校内での使用は禁止する。ただし、教師の指示した場合を除く。携帯電話を校内に持ち込む場合、携帯電話(スマートフォン含む)の持込申請を行うこと。
- (2) 違反があった場合は校内で指導する。改善が見込めない場合は特別指導の対象とする。

#### 11 特別指導

上記の規則に違反した場合、反社会的な行為をした場合や学校の指導に従わない場合には生徒に対して懲戒を行う。

【種類】 訓告・停学・退学

【適用】 問題行動の内容に応じて校長が懲戒の内容を決定し、特別に指導を行う。

\*停学については、期間中の反省状況や態度が良好であり、且つ今後の学校生活を問題なく送ることができると校長が判断した場合に解除される。

#### 12 生徒指導課への届出、許可、または申請を必要とするもの

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ○盗難・紛失・拾得届    | ○異装許可                    |
| ○アルバイト許可      | ○自転車通学許可(任意の自転車保険の加入が条件) |
| ○自動車学校入校許可願   | ○携帯電話の持込申請               |
| ○提示・印刷物等の配布許可 | ○通学禁止区域内立入許可             |
- その他必要に応じて指示する場合がある。

